

NCCU NEWS

滋賀支部のみなさんへ

滋賀第148号

2025年12月23日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 滋賀支部長 吉田 利恵子

編集人 近畿総支部主任 芹生 佳夫

連絡先 近畿総支部 TEL06-6305-9381

FAX06-6305-9382

タウンミーティング開催報告& 滋賀県議会報告



日々の業務、たいへんお疲れ様です。

NCCU 滋賀支部では、12月19日（金）「NCCU タウンミーティング」をUA ゼンセン滋賀県支部 会議室にて組合員9名と、UA ゼンセン組織内議員 河井昭成議員（滋賀県議会）ご出席のもと開催し、組合員からの意見・要望をお聞きしました。その内容については、河井昭成議員とも共有させていただき、実現に向けた取り組みを行います。

☆タウンミーティングで出た意見☆

1. 介護予防の単価を引き上げて欲しい！

「介護予防の方々からのサービス受入れの依頼」をよくお聞きするのですが、報酬単価が低いことにより、事業運営をしていくためには断らざるを得ないのが現状です。

そこで、すべての方々が安心して生活できるためにも、介護要望の単価を引き上げ、サービスが必要とする方々へのサービス提供の実現に向けて取組んで欲しい。

2. 防犯対策について(防犯カメラ・街灯の設置など)

夜間訪問している訪問介護・訪問看護の職員の安全を守る観点から、防犯カメラの増加に加え、暗い道を減らすために街灯を増やして欲しい。



滋賀県議会報告



12月19日（金）

河井昭成議員から、令和7年度滋賀県一般会計補正予算で提示された、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」「介護施設等に対するサービス継続支援事業」「物価高騰対策事業（介護サービス）」についての質疑を行いましたので、質疑内容を以下にお知らせします。

【質問①】

介護従業者の処遇改善は一人当たりどの程度の改善となるのか？

【答弁①】健康医療福祉部長

介護分野における職員の賃上げ・職場環境改善支援事業は、介護職員を対象に令和7年12月から令和8年5月までの職員給与を最大月額1万9千円引き上げができる額を、介護事業所に交付するものでございます。

具体的には、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の介護従事者に対して月1万円の賃上げ実施し、さらに生産性向上を図る事業所の介護職員に5千円、職場環境改善を図る事業所の介護職員に4千円を上乗せし最大で1万9千円分の補助を実施し処遇を改善しようとするものでございます。

【質問②】

「介護分野の職員」や「介護従事者」という言葉の意図を伺う。

【答弁②】健康医療福祉部長

これまで介護処遇改善加算につきましては、今までも介護職員限定でしたけれども、今回は介護に携わる方、例えばケアマネージャー等につきましても、ベースの部分の1万円は交付されるということでございます。

【質問③】

（令和7年滋賀県一般会計補正予算）本事業が賃上げにつながったのかをどのように確認するのか伺う。

【答弁③】健康医療福祉部長

本事業は、人件費の改善にかかる所要額等を県に報告することとなってございますので、人件費の改善に充てた具体的な金額を事業者からの実績報告により確認したいと考えています。

皆さんからのご意見をお聞かせください！ FAX 06-6305-9382

個人情報の取り扱いについて ※NCCUの個人情報保護方針・個人情報の取り扱いについてはホームページ
<https://www.nccu.gr.jp> に記載しています。